

# 滋賀県多文化共生推進プラン (第3次改定版)

## 〔基本目標〕

滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、  
国籍や民族などのちがいにかかわらず、  
相互に人権と個性を尊重しながら、  
多様性を生かして活躍できる地域社会を目指す。

令和7年(2025年)3月

滋 賀 県



滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍や民族などのちがいにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を共に創りましょう。

滋賀県では、平成22年(2010年)に初めて「滋賀県多文化共生推進プラン」を策定しました。その後、社会情勢の変化に応じて、平成27年(2015年)に改定版、令和2年(2020年)に第2次改定版を策定し、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めてきました。

第2次改定版の計画期間中には、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な拡大があり、外国人県民への支援に関する様々な課題が浮き彫りとなりました。また、本県の外国人人口は3年連続で過去最多を更新し、令和6年(2024年)12月末時点で41,475人、県民の34人に1人が外国人という割合です。第3次改定版は、これまでの取組や課題を振り返り、コロナ禍から得られた教訓や県内に在住する外国人の増加などを踏まえて策定しました。

本県は古来、多くの渡来人を受入れるなど、海外とのつながりを通して発展してきました。「誠信の交わり」を説いた雨森芳洲、地域の発展に尽くしたウィリアム・メレル・ヴォーリズなどの先人の教えは、現代にも通じます。

現在、本県で暮らす外国につながるを持つ方々には、終戦前から引き続き日本に在留している朝鮮半島出身者およびその子孫の方々、1980年以降に來られた日系人を中心とした南米出身者、就労のために來られた東南アジア地域出身者など、様々な母語、文化や宗教、歴史的背景をもつ方々がおられます。

持続的に発展する地域を創っていくためには、「多様性・公平性・包摂性」を重視することが欠かせません。日本人も外国人も、国籍や民族などが自分とはちがっていても、同じ地域で共に生き、共に支え合う関係を築く意識を持つことが何より重要です。多文化共生社会の実現は、私たち一人ひとりが共に生きる意識を持つことから始まります。この意識が、地域の活力を生み出し、持続可能な未来を築く基盤となるのです。

「変わる滋賀、続く幸せ」を一人ひとりが実感できるよう、本県で暮らし、働き、学ぶすべての人と共に、世界に開かれ、世界とつながり、世界から選ばれる滋賀県を創ってまいりましょう。

令和7年(2025年)3月 滋賀県知事

三重大造

# 目 次

第1章	改定にあたって	
1	趣旨	1
2	プランの位置づけ	2
3	対象者	2
4	計画期間	2
5	プランの周知	2
第2章	改定の背景	
1	滋賀県の現況	3
2	社会経済情勢の変化	12
第3章	これまでの取組と今後の課題	
1	これまでの主な取組	13
2	今後の課題	20
第4章	めざす多文化共生社会の姿と行動目標	
1	基本目標と滋賀県がめざす多文化共生社会の姿	22
2	行動目標と推進イメージ	23
第5章	施策の展開	
1	多文化共生意識の高揚と活力ある地域づくり	25
(1)	多文化共生意識の高揚	
(2)	多様性を生かした活力ある地域づくり	
2	こころが通じるコミュニケーションの促進	29
(1)	地域における情報の多言語化	
(2)	日本語および日本社会についての学習機会の提供	
3	安心して暮らせる生活環境の整備	32
(1)	安心して暮らせる居住支援	
(2)	安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備	
(3)	災害時への対応	
(4)	生活安全における支援の充実	
4	働く場での活躍	37
(1)	円滑かつ適正な受入れと働く場での活躍	
5	次世代を育成する教育および保育の充実	39
(1)	教育および保育環境の整備	
第6章	施策の推進	
1	各主体の役割	42
2	推進体制	44
3	プランの指標設定と進行管理	45
	<用語解説>	46